

# 住宅用火災警報器の本体交換・電池切れ・メンテナンスについて

気仙沼・本吉地域では、平成 20 年から、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化されました。せっかく取り付けた住宅用火災警報器が**正常に作動しなければ意味がありません**。設置義務化から 10 年を迎えるいま、いざというときの為に、ご自宅に設置されている住宅用火災警報器の維持管理を徹底しましょう!!

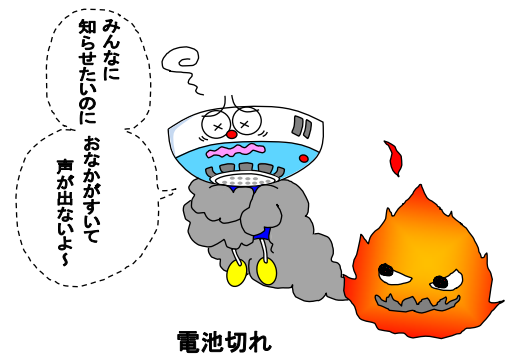
Point

## 1 10年を目安に交換をおすすめします!!

- ◆住宅用火災警報器本体は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、**火災を感知しなくなることがあるため、とても危険です**。10年を目安に交換しましょう。設置したときに記入した「設置年月」又は、本体に記載されている「製造年」を確認してください。
- ◆電池が切れそうになると、音声や光で知らせたり、警報音が鳴ります。(故障時も同様なので注意してください。)
- ◆廃棄する際は、本体と電池を別にして、気仙沼市及び南三陸町の定める分別方法に従って廃棄してください。



老 朽 化



電 池 切 れ

Point

## 2 メンテナンスと作動点検をしましょう!!

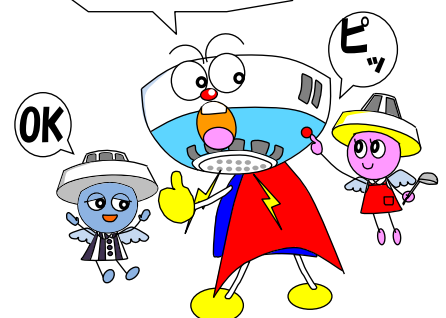
- ◆ホコリ等により誤作動する場合や、汚れが付着することで**正常に火災を感知しなくなることがあります**。定期的に布等で乾拭きしてください。メンテナンスを行う際は次のことに注意してください。
  - ・水洗いはしない。
  - ・有機溶剤（ベンジン・シンナーなど）を使用しない。
  - ・煙流入口を塞いだり、傷つけない。
- ◆万が一に備え、日頃から**作動点検を行ってください**。作動点検の方法は、点検用の【ボタン】を押したり【紐】を引いて行います。音声や警報音が鳴れば正常に作動しています。鳴らない場合は「電池切れ」か「機器本体の故障」の可能性があります。

※機種によって維持管理の方法が違いますので、本体の表示や取扱い説明書を確認してください。

ホコリによる誤作動



正常です!



イラスト：救急救命士 千葉